

コンタクトレンズ検査についてのご案内

当院ではコンタクトレンズに係る医療費の算定が下記の通りとなります。
ご理解をよろしくお願いいたします。

- ① 屈折異常を疑い、初めてコンタクトレンズの処方を希望されて眼科の検査等を受けられる場合は保険診療の対象となります。
- ② コンタクトレンズの処方後に、コンタクトレンズ装着により自他覚症状があるなど、疾患に罹患していることが疑われる場合には再診として保険診療の対象となります。
- ③ コンタクトレンズの処方後に、屈折異常の継続的な管理を医師の指導のもとに受けられる場合には保険診療の適応となりますが、**患者様の都合で中断をされ、改めてコンタクトレンズの処方を希望される場合には自費診療となります。**
- ④ 当院では医科診療報酬点数による初診料（他加算）380点、再診料（他加算）78点、コンタクトレンズ検査料（Ⅰ）200点を算定しております。当院において過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には再診の扱いになります。
- ⑤ 当院のコンタクトレンズ診療は、月曜日から金曜日の診療時間内です。

眼科専門医 山田 加奈子（眼科診療経験 25 年以上）が行います。

ご不明な点がございましたらお申し出ください。

2026年6月1日

前橋協立病院 眼科